

災害に対する税務支援について

税務支援対策部長 武石 春雄

7.13新潟豪雨災害・新潟県中越地震

税務支援対策部の対応

7月13日の水害に対する税理士会としての対応を準備している時に、10月23日中越地震が発生しました。そのため税対部では水害、地震に遭った被災者が多数発生し、確定申告者の増加が大幅に見込まれるため県内全域で支部間の応援体制が必要と判断しました。確定申告が始まるまでに災害損失の研修会を開催、税金に関する電話相談を実施。ここでは、準備段階での対応と支部間応援の結果の記録をまとめました。

平成16年12月6日、7日、8日

被災者からの電話税務相談を実施

会 場 新潟県税理士会館

受付時間 午前10時から午後4時まで

相談員数 6日（月）担当税理士 5名（新潟支部より）

7日（火）担当税理士 3名（新潟支部より）

8日（水）担当税理士 3名（新潟支部より）

平成16年12月5日前後

確定申告期税務援助の派遣要請について協議

被災支部（長岡、三条、小千谷、柏崎、十日町）と各税務署の間で、水害・中越地震により見込まれる確定申告者の増加に対応するため派遣人数、他支部への応援要請等について協議を実施。

平成16年12月21日 税務指導対策部会（緊急）

場 所 新潟県税理士会館 午後1時より

出席者 副会長 本間昭紀

専務理事 水島 敏

税務指導対策部員 12名

陪 席 支部長 8名

議 案 1. 災害税務相談について

2. 税務援助の支部間応援について

3. その他

平成16年12月24日

関東信越税理士会において新潟県災害対策特別委員会が設置され、新潟県に他の5県より104日の応援日数が決定。

平成16年12月21日の新潟県連緊急税務指導対策部会をうけて

新潟支部税務支援対策部の活動

平成17年1月7日 水害・中越地震に伴う支部間応援の日数割当の会議を新潟県税理士会館において開催。県外（埼玉県、群馬県、栃木県、茨城県、長野県）からの応援人数104名。

平成17年1月12日 支部間応援と枠内派遣の日数割当の最終確認会議を新潟県税理士会館において開催。

- ① 新潟支部では各支部の税務指導対策部委員に応援支部までの交通手段等を聞きながら派遣先の割当を検討。
- ② 応援支部から被災5支部に割当を作成後に相談12会場への割当を作成。

平成17年1月18日前後 各支部において雑損控除等の研修が開催

平成17年2月11日 震災被災等のための専門家による無料総合相談会が開催

新潟県災害対策特別委員会設置に関する件

関東信越税理士会

設置趣旨 新潟県中越地震及び集中豪雨災害対策の一環として、会員の業務支援（税務相談のマニュアル作成等）と被災支部応援を行うため会務執行細則第32条第2項に基づき、新潟県災害対策特別委員会を設置する。

会員の業務支援

近畿税理士会の阪神・淡路大震災対策委員会が作成した「阪神・淡路大震災に係る所得税関係質疑応答集」及び神戸支部HP「災害に係る税務」を、近畿会及び神戸支部の了解を得てそれらを参考にし、新潟特殊事情である農業関係項目を加え、更に国税局及び新潟税務署の協力を求め「新潟県中越地震及び集中豪雨被災に係る所得税関係質疑応答集」を作成する。

なお、質疑応答集には地方税関係項目も入れる。また、新年早々には完成させる予定。

支部応援 ① 被災者税務相談会

被災者税務相談会の場所・日時等は該当税務署が企画し、新潟県連を通じて本会に協力要請される見込み。

なお、被災者税務相談会は当然のこととして、確定申告税務援助の1.5日の枠とは別枠として対応するものとする。

② 他県連からの応援

被災支部は、長岡支部・十日町支部・小千谷支部・三条支部・柏崎支部等24市町村の広域にわたり、当該支部会員の中には自宅・事務所とも全壊という被害を受けた者もあり、税務援助対策事業を行うにも支障が生じている状況である。

可能な限り他県連からも災害ボランティアとして被災者税務相談会に応援参加を行う。

③ 事前研修

他県連から応援参加するものに対しては事前に「質疑応答集」の研修会を開催する。その開催は県連単位で行う。

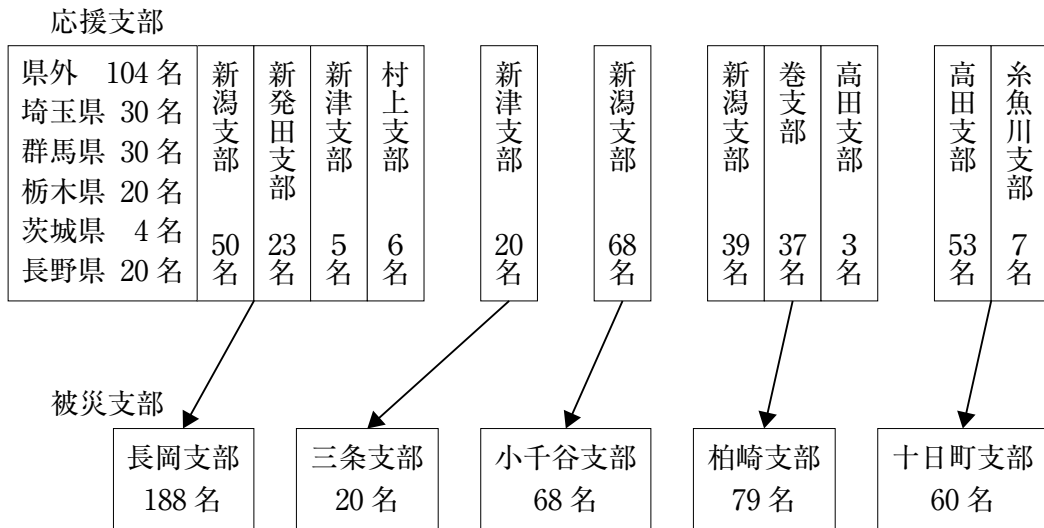
平成16年水害・中越地震による支部間応援の割当について

支部間応援日数（当初決定分）

要請支部	署要請分	要請支部対応分	他支部応援分
長岡支部	367名	179名	188名
三条支部	65名	45名	20名
小千谷支部	103名	35名	68名
柏崎支部	94名	15名	79名
十日町支部	69名	9名	60名
合 計	698名	283名	415名

被災支部要請合計 415名

16年分支部間応援の派遣図



平成16年分確定申告で雑損控除を受けた納税者数

長岡署	約14100件	
三条署	約9400件	
柏崎署	約1900件	
小千谷署	約7800件	
十日町署	約2200件	（各支部税対部の推計値）

平成17年分確定申告

平成16年分の雑損控除の繰越により還付申告者の増加が見込まれ、対応するため支部間応援を実施。

要請支部	署要請分	要請支部対応分	他支部応援分
長岡支部	224名	91名	133名
三条支部	54名	54名	0名
柏崎支部	24名	8名	16名
小千谷支部	105名	35名	70名
十日町支部	60名	10名	50名
合計	467名	198名	269名

17年分 支部間応援の派遣図

応援支部

新潟	新潟	新潟	村上	巻
73名	10名	25名	8名	17名

長岡
16名

新潟
70名

長岡	高田
10名	40名

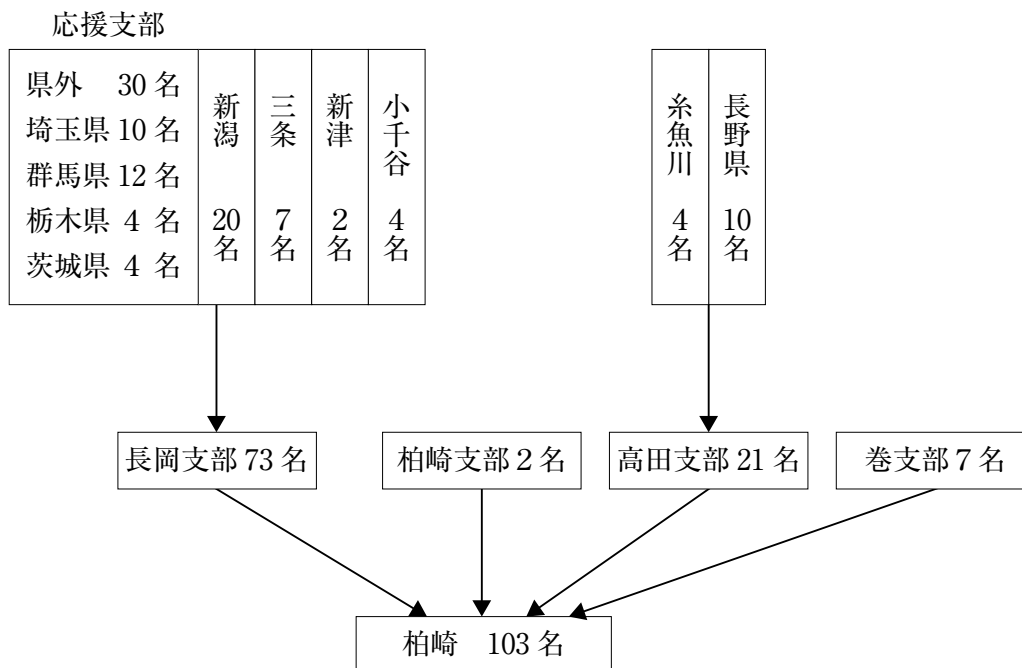
被災支部

長岡 133名	柏崎 16名	小千谷 70名	十日町 50名
---------	--------	---------	---------

平成19年 中越沖地震による支部間応援の割当について

中越沖地震の応援については柏崎署のみであり、交通手段の関係上、次のようにトコロテン式に派遣を行った。

19年分支部間応援の派遣図



平成19年分確定申告で雑損控除を受けた納税者

長岡署	約1100件	
三条署	約9200件	
高田署	約400件	(各支部税対部の推計値)

災害に対する税務支援を終えて。

水害、地震と大災害に遭った被災者に対して税務支援を行いました。「新時代における税務支援のあり方」に記載されている税理士の社会公共性（税務援助）と社会貢献（税務指導）を事業者以外の一般の人にアピールする機会でもありました。

通常の年では確定申告の無料納税相談日数の各支部への割り当ては各支部とも年齢構成などの主張により、なかなか決まりませんでした。今回の支部間応援を含めた税務支援に対しては会員の積極的で強力な全面的協力をいただき感謝を申し上げます。

新潟県支部連合会の連帯の強さをあらためて実感いたしました。ありがとうございました。

新年あけましておめでとう
ございます。

関東信越税理士会新潟県支部連合会の皆様方には、ご家族お揃いでごきげん麗しく新春をお迎えのこととお慶び申し上げますとともに、税務行政に格別なご理解とご協力を賜っておりますことに対しまして、厚くお礼を申し上げます。

昨年、新潟県は集中豪雨や大型台風、大規模地震などが連続して発生し、先生方をはじめ多くの皆様方が被災されるなど、県民の皆様様の生活や県内経済にも大きな影響を与えております。

被災された皆様に対しまして、心からお見舞い申し上げますとともに、一刻も早い復旧・復興を心からお祈り申し上げます。

税務署におきましても、集中豪雨では三条署の庁舎が床上浸水し、また、中越地震では小千谷署の庁舎に損傷が生じ使用が不能となるなど大きな被害を受けました。特に、小千谷署は復旧に努めておりますが、今しばらくお時間をいただかざるを得ない状況となり、ご迷惑をお掛けしておりますが、ご理解をお願いいたします。

また、被災された納税者の

皆様への対応等につきまして、税理士会の皆様方のご協力をいただきながら、万全の体制で取り組んでいきたいと考えておりますので、ご支援をよろしくお願いいたします。



新年のご挨拶

新潟税務署長 深澤 邦 光

ところで、わが国の経済社会の構造は「量」から「質」へ、そして「標準」から「多様化」へと大きく変化しております。高度経済成長の残像を払拭し、実像を一面直視した上で、真剣に税というものを考えていかなければならない時代を迎えております。

そうした中で、税務行政を進めるに当たっては、少子・高齢化社会における「あるべき税制」の構築に向けた税制改正等への対応に当たっていくとともに、適正・公平な課税の実現と納税者の利便性の向上や行政の透明性・効率性の推進にも一層配慮しながら、税務行政に対する国民の皆様様の信頼を確保してまいりたいと考えています。

しかしながら、このような状況下において税務行政に課せられた責務・使命を的確に達成していくためには、会員の皆様方のお力に負うところが極めて大きなものであると考えており、皆様様のより一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

年が明け、いよいよ平成十六年分の所得税・消費税の確定申告の時期を迎えようとしております。

き税制」の構築に向けた税制改正等への対応に当たっていくとともに、適正・公平な課税の実現と納税者の利便性の向上や行政の透明性・効率性の推進にも一層配慮しながら、税務行政に対する国民の皆様様の信頼を確保してまいりたいと考えています。

理解と信頼をいただく上で極めて重要な時期であり、また、平成十七年分確定申告においては、消費税の課税事業者免税点の引下げや年金課税の見直しに伴い所得税・消費税の申告件数が大幅に増加することが見込まれております。

こうしたことを見据えた上で、本年の確定申告は、巡回指導による相談を原則とするより効果的・効率的な相談体制の構築、タッチパネルの効

加えて、本年の確定申告におきましては、「被災された納税者の皆様様の無料税務相談」にもご協力をお願いしているところであり、会員の皆様方による一層のご指導、ご助言、そして申告書の早期提出、振替納税の勧奨・期限内納税の確保、電子申告・納税の推進にもご協力をお願いいたします。

会員の皆様方におかれましても大変お忙しい時期であります。従前にもまして一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、平成十七年が関東信越税理士会新潟県支部連合会にとりまして、益々発展される良き年となりますよう、加えて、会員皆様方のご健勝とご繁栄を心から祈念申し上げます。新年のあいさつとさせていただきます。

士業連絡協議会報告

総務部長 高橋 潔

平成十六年十一月十九日、新潟ワシントンホテルに於いて第十六回新潟県士業連絡協議会を、税理士会が当番幹事ということで土田県連会長以下五名が出席して開催されました。昨年までは最初にこの会合を立ち上げた構成組織の数の「五士会」が名称となっていました。現在では構成団体が十団体になっており、五士会ではおかしいのではという事で名称変更されました。司法書士、土地家屋調査士、行政書士、社会保険労務士、弁護士、公認会計士、不動産鑑定士、公証人、中小企業診断士、そして税理士の団体が構成メンバーとなっています。

従来の協議会は懇親が中心でしたが、今回は弁護士会からの提案もあり、中越地震に対する各会の対応と士業連絡協議会として共同で取り組みが出来ないかという議題を中心に協議が行われました。各会の対応はその会独自に又行政と連携して、すでに相談会等を実施している税理士会、弁護士会等をはじめ各会で必要に応じて支援活動が展開されているとのことでした。この会として共同で取り組みえないかという点については、継続的な共同組織を作ってはどうかとの意見など熱心な議論・提案が出され、具体的な対応を各会からの代表者会議で早急に検討してゆくことになりました。

その後各会の研修制度について情報交換を行い、研修の相互乗り入れも今後の課題として協議していくことで会議

は終了。余震が続いている時でもあり名刺交換程度の懇親会を行い、次回当番を弁護士会にお願いすることとして閉会となりました。

ガンバロー新潟!!

被災された皆様はこの大惨事に心身ともにお疲れのことと存じます。心からお見舞い申し上げますとともに健康にご留意され、一日も早い復旧と平常業務へのご活躍を祈念しております。

関東信越税理士会新潟県支部連合会
新潟県税理士協同組合

平成16年、士業連絡協議会の報告（高志智第147号より）

県内の士業と言われる職業の業界団体は災害の時に相互に連携して被災者の支援にあたりました。
これは、新潟県中越地震における新潟県弁護士会の活動記録です。

新潟県中越地震

—新潟県弁護士会の被災者支援活動—

関連士業との連携活動

1 新潟県士業連絡協議会

新潟県内の以下のいわゆる士業と称される職業の業界団体は、毎年一度代表者が集まって協議会を開催していた。参加の団体は、新潟県司法書士会、新潟県土地家屋調査士会、新潟県行政書士会、新潟県社会保険労務士会、関東信越税理士会新潟県支部連合会、新潟県弁護士会、日本公認会計士協会東京会・新潟県会、新潟県不動産鑑定士協会、中小企業診断協会新潟県支部及び新潟公証人会（オブザーバー参加）の10団体である。協議会は、これらの業界代表が、会員の品位保持と職域侵犯の予防と業務の連絡調整のために、意見交換をするとともに、懇親を深めるというものであり、2004年度は11月19日に予定されていた。

2 阪神淡路大震災における連携の実績

1995年（平成7年）1月に発生した阪神淡路大震災は、いまだ人々の記憶に新しいところであるが、直下型の大地震に被災し壊滅状態となった大都市を復興させる過程では、さまざまな法的ニーズが発生した。これらに対応するためには、弁護士、弁護士会のみでは不十分であり司法書士、土地家屋調査士、税理士、不動産鑑定士、建築士等の各関係専門家が、諸問題を個別に対応するのではなくチームを作って同一問題の解決に当たる必要性が叫ばれ、これが結実し実績が積み重ねられた。これらは、兵庫県弁護士会、大阪弁護士会が呼びかけることで、行政や市民とも連携し「阪神・淡路まちづくり支援機構」として組織化され活動を行い、広域地盤移動地区の境界再確定への支援、マンションの再建復興支援、倒壊市場の共同再建支援等の震災復興に大きな成果を挙げていた。

そして、中越地震発生からわずか11日後の11月3日には、兵庫県弁護士会で、まちづくり支援機構の中心的に担った会員の各位が、資料を携えて新潟県弁護士会に来られ、自ら県内の税理士会、司法書士会、土地家屋調査士会、建築士会等を訪問されて阪神淡路大震災での提携の実績を説くという活動を行った。

われわれ地元弁護士として、暗中模索の段階でいたところで、弁護士会として行うべき仕事を啓示されるとともに、ほやほやするなと後ろから突き動かされる思いであった。

3 士業連絡協議会における問題提起

これらの先達の活動に触発されるなかで、弁護士会としては、独自に電話相談等の対応を開始するとともに、予定されていた2004年11月19日の新潟県士業連絡協議会においては、問題を提起し関連士業の連携の呼びかけを行った。

具体的には、新潟県弁護士会の活動と予定を紹介するとともに、震災直後期における各士業への被災者の需要の有無とこれに対する対応と広報の必要性、そして、復興期における士業の被災者の需要予測と関連士業の連携の必要性等であった。

司法書士会等弁護士会と同様に既に被災者支援活動を予定している団体もあったが、関連士業が連携してこれに対応することについては、関連団体から異論は全くなかった。

4 相談会の開催企画

新潟県弁護士会として課題を提起した関係から幹事会となり、上記士業連絡協議会参加の各会に、まちづくり支援機構が呼びかけを行った建築士会、建築士事務所協会を加えた12団体が参加して無料相談会を開催することとし、同年12月22日に打合会議を開催した。その席では、各会の被災者支援等の活動を紹介し合うとともに、弁護士会として合同相談会の意義について、官製の情報だけでなく県民の立場に立った具体的情報を提供し、救済方法の提供ができないかとの問題意識を持っていること、われわれややもすれば自由業とされ災害の埒外にあるとも思われかねない士業が被災者に付して県内で合同して対応することを県民に認識して貰うことに意義があると述べた。

そして、無料合同相談会は、2005年2月11日午後1時から長岡市で開催することに決定した。

2005年1月中旬にはポスター、チラシを作成して各団体を通じて配布するとともに、2月7日の午後には最終打合会を開催し、併せて各団体の代表者が列席するなかで、弁護士会において共同記者会見を開催した（100頁 情報提供活動のポスター）。

5 相談会の実績

このような準備活動を経て、2005年2月11日午後1時から同4時30分まで、長岡市市立劇場の小ホールにおいて、各団体毎にテーブルを設置して相談を受け付けた。当日はあいにくの降雪であったが、相談者24名から相談件延べ数26件の相談を受け、内訳は、建築士9件（住宅の新築、補修方法、費用等）、社会保険労務士1件（雇用保険）、公認会計士1件（譲渡所得税）、税理士7件（雑損控除、確定申告等）、土地家屋調査士2件（滅失登記、境界）、弁護士6件（借地、借家、近隣関係等）であった（資料2-7）。

6 被災者生活再建支援法の改正を求める共同の申し入れ

上記のような共同での震災対策の活動の成果を受けて、現行の被災者生活再建支援法が住宅再建費用、補償費用を援助の対象としていない問題点を踏まえ、参加9団体は、内閣総理大臣、法

務大臣、国土交通大臣に対して、これを加える改正を求める「被災者生活再建支援法の改正を求める申入書」を提出することとした。

弁護士会からの提起に対して、各団体は迅速に対応していただき、2005年3月31日付で申入書を内閣総理大臣等に提出することができた（資料4－6）。

7 今後の課題等

また、2005年3月22日には再度関係士業が集まって総括の会議を開催し、弁護士会として士業として今後行うべき業務として、以下の提起を行った。

① 情報の提供

提供すべき情報の内容としては、問題解決情報と相談窓口の告知や広報の情報があり得て、伝達の方法としては、直接にインターネットや広報誌、マスコミを通じて行う方法と行政を通じての提供、シンポジウム等が考えられる。

② 相談活動

基本的に災害に基づくものであり無償で実施すべきものであり、弁護士会としてはしばらく継続する予定である。

③ 個別的具体的問題や紛争への対応

これに対して、訴訟、建築、測量等の具体的問題や紛争の解決は、有償原則を取らざるを得ないが、解決のシステムとしてどのような方法が考えられるのかを各士業として検討を要する。

以上のように、今回の関係士業による無料合同相談会の実施、法令改正の申し入れは、とりあえずの第一歩であったが、大規模地震が予測されている関東地区等では、これに備えての災害対策士業連絡協議会が設置されつつあるところである。中越地震についても、今後震災復興期に向けて、われわれ士業としてどのように連携し公益的活動を実施していけるかが、今後の他の地域でも想定される震災の先例として試されているのではないかと考えられる。

2月11日震災被災者のための専門家による無料総合相談会

相談内容	担当者	件数(延べ)
建物の被災の程度	建築士	1
住宅の新築、補修方法、費用等	同	8
雇用保険	社会保険労務士	1
譲渡所得税	公認会計士	1
生前贈与税	税理士	1
雑損控除	同	4
確定申告	同	2
建物の滅失、表示登記	土地家屋調査士	1
境界	同	1
借地、借家	弁護士	3
近隣関係	同	1
相続	同	1
家屋の倒壊	同	1
	合計	26

住所	人数
長岡市	13
見附市	4
三島町	2
越路町	1
中之島町	1
不明	3
合計	24

震災被災者のための専門家による 無料総合相談会

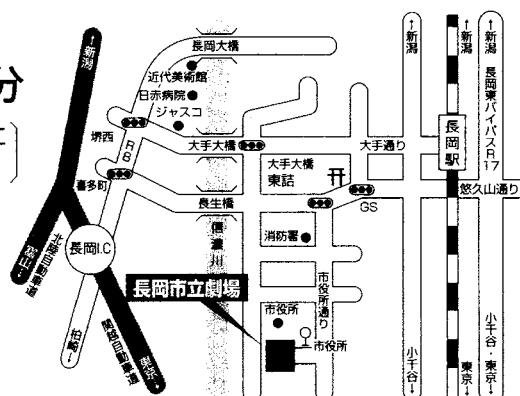
中越地震により被災された方々を支援するため、専門家による無料総合相談会を開催します。

当日は、各分野の専門家が震災に関連する相談に応じますので、震災に関して困りごとを抱えておられる方は、是非ご相談下さい。

日時 平成17年2月11日(金)
午後1時から午後4時30分

（予約は不要ですが、各相談担当者ごとに先着順で受け付けます。）

場所 長岡市立劇場 小ホール
長岡市幸町2-1-2
(駐車場あります)



各分野の専門家が相談に応じます

行政書士・建築士・公認会計士・司法書士・社会保険労務士・税理士・
中小企業診断士・土地家屋調査士・不動産鑑定士・弁護士

問い合わせ先 新潟県弁護士会〔電話 025-222-3765〕

参加团体

新潟県行政書士会 (社)新潟県建築士会 (社)新潟県建築士事務所協会
日本公認会計士協会東京会新潟県会 新潟県司法書士会 新潟県社会保険労務士会
関東信越税理士会新潟県支部連合会 (社)中小企業診断協会新潟県支部
新潟県土地家屋調査士会 (社)新潟県不動産鑑定士協会 新潟県弁護士会

震災被災地における専門家による 無料総合相談会

中越沖地震被災地の方々を支援するため、専門家による無料総合相談会を開催します。

当日は、各分野の専門家が様々な相談に応じますので、是非ご相談下さい。

日時 平成19年11月17日(土)
午前10時から午後4時

予約は不要で、相談日の到着順でのご相談となります。

場合によってはお待ちいただくことがありますのでご了承下さい。

場所 柏崎市産業文化会館

柏崎市駅前2丁目2番45号

☎0257-24-7633



各分野の専門家が相談に応じます

行政書士・建築士・公証人・公認会計士・司法書士・社会保険労務士・税理士・
中小企業診断士・土地家屋調査士・不動産鑑定士・弁護士

問い合わせ先 新潟県弁護士会 (☎025-226-7900)



士業合同相談会について

（被災地域の住民の皆様へ）

この度、中越沖地震復興支援のために、新潟県内の12の専門家職業団体が手を携えて、無料合同相談会を実施することになりました。参加団体は、新潟県行政書士会、社団法人新潟県建築士会、社団法人新潟県建築設計事務所協会、新潟公証人会、日本公認会計士協会東京会新潟県会、新潟県司法書士会、新潟県社会保険労務士会、関東信越税理士会新潟県支部連合会、社団法人中小企業診断協会新潟県支部、新潟県土地家屋調査士会、社団法人新潟県不動産鑑定士会、新潟県弁護士会（順不同）の12団体であり、その所属会員の多くが…士というように呼称を付され、これを士業と呼ぶ習慣があることから、今回の合同相談会を「士業合同総合相談会」と銘打っています。

この試みは、震災被害者の抱える問題が複雑多岐にわたり、その解決への道のりも直線的にはいかず、それらの方々が必要とする情報が多種多様であることに鑑み、士業の垣根を乗り越えた合同相談会が開催されれば被災者の皆様に対して大きな力になるのではないかと認識で各団体が一致したことに基づいています。

実は、平成16年の中大震災の後にも同様の機運が高まり、その節は震災から4ヶ月目（111日目）の2月11日に、雪の降りしきる長岡で同様の士業合同総合相談会が開催され、延べ26件の相談を受けて対応し、相談者に喜んでいただけた経緯があります。そして、その元を辿りますと、阪神淡路大震災に際し、兵庫・大阪の士業団体が協調し、行政や市民と連携して「阪神・淡路まちづくり支援機構」として組織化された活動を行い、広域地盤移動地区への境界再確定への支援、マンションの再建復興支援、倒壊した市場の共同再建支援等、震災復興に大きな成果を上げてきた事実に行き着くところであります。災害復興のために知恵を出し合い、労を惜しまなかった先人達のひそみにならって、私達も中越沖地震の被災者支援に尽力したいと考えました。

もとより、私達一人ひとりには微力であり、また、士業団体単独ではその活動にもおのずから限度がありますが、その力を一つにして協力しあうことにより道が開けるのではないかと、そうした思いから、ここに大同団結して本相談会を実施させていただくものであります。

相談は一切無料です。内容的にも、「震災関連に限る」といった限定を設けるものではありません。私達が相談に来ようとされている被災地域の住民の皆様にお願ひすることは唯一つです。

「どうかご遠慮なく相談にお越しください。」